

# 五島市広告媒体における広告掲載に関するガイドライン

(平成24年3月27日財政課長通知)

## 第1 趣旨

このガイドラインは、新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告媒体における広告の掲載及び掲示（以下「掲載等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

このガイドラインにおいて「広告媒体」とは、次に掲げるもののうち、市長（他の執行機関にあっては、当該執行機関の長）が広告の掲載等を認めたものをいう。

- (1) 広報ごとう
- (2) 五島市ホームページ
- (3) 市が発行する刊行物（広報ごとうを除く。）及び印刷物
- (4) 公用車
- (5) 封筒

## 第3 規制業種又は事業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載等を行わないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 賭博行為に関するもの
- (6) 市税の滞納がある者
- (7) その他広告として掲載することが不相当と認められるもの

## 第4 広告掲載の基準

1 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載等を行わないものとする。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの

- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての意見に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告又はこれに類するもの
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) 不動産の売買、賃借等に関する広告で、地方公共団体、公団、公社等に係るもの以外のもの
- (9) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134条）第4条第1項各号に掲げる表示に該当すると認められるもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

2 前項に規定するもののほか、広告媒体に掲載し、又は掲示する広告を募集しようとする部署の課長、室長及び支所長の職務並びにこれらと同等の職務にある者（以下「広告掲載責任者」という。）は、募集する広告の種別に応じ、広告媒体に掲載等を行わない広告を決定することができる。

## 第5 広告掲載の募集

- 1 広告掲載責任者は、広告媒体への広告の掲載等を希望する個人及び法人その他の団体（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。
- 2 広告掲載責任者は、前項の規定により広告媒体へ掲載し、掲示する広告を公募するときは、次の事項を公告するものとする。
  - (1) 広告媒体の種別、規格及び広告掲載料
  - (2) 広告媒体の利用の目的、状況等
  - (3) 規制業種又は事業者
  - (4) 広告掲載の基準
  - (5) 広告掲載申込書の様式及び提出期限
  - (6) 広告の掲載順位
  - (7) 掲載等の決定の通知及び条件
  - (8) 広告掲載料の納期限
  - (9) 広告原稿の提出及び費用の負担
  - (10) 広告掲載の決定の取消し

(11) 広告掲載料の還付及び不還付

(12) 損害賠償

## 第6 広告の掲載順位

1 同一の広告媒体について広告掲載希望者が複数ある場合における広告掲載の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一の広告の掲載位置に同順位のものから2以上の申込みがあるときは、抽選により決定する。

(1) 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものに係る広告

(2) 公共的性格のある民間企業で、市内に事業所その他これに類するもの（以下「事業所等」という。）を有するものに係る広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の民間企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(4) 前3号に掲げるもの以外のものに係る広告

## 第7 掲載等の決定の通知及び条件

1 広告掲載責任者は、第5の1により募集した広告媒体に掲載し、又は掲示する広告を決定したときは、速やかに応募した広告掲載希望者に通知するものとする。

2 広告掲載責任者は、前項の規定による決定の際に掲載広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うことその他の広告掲載に関する条件を付することができる。

## 第8 公募によらない広告の掲載

広告掲載責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5の1による公募によらず、広告媒体に掲載し、又は掲示する広告を選定することができる。

(1) 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものが広告の掲載を希望するとき。

(2) 公募による応募者の数が募集の数に満たないとき。

## 第9 広告掲載料

1 広告掲載料は、広告媒体の種別に応じ、広告掲載責任者が定めるものとする。

2 広告掲載責任者は、前項に規定する広告掲載料の決定に際し、類似の広告媒体と著しく均衡を欠くことのないよう配慮しなければならない。

## 第10 広告掲載料の納期限

広告掲載料の納期限は、広告の種別ごとに広告掲載責任者が定める。

#### 第1 1 広告原稿の提出及び費用の負担

- 1 広告掲載責任者は、期日を定めて広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)に広告媒体に掲載し、又は掲示する広告の原稿(以下「広告原稿」という。)を提出させるものとする。
- 2 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

#### 第1 2 広告掲載の決定の取消し

広告掲載責任者は、指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しないとき若しくは広告掲載料を納付しなかったとき又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

#### 第1 3 広告掲載料の還付及び不還付

- 1 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、既納の広告の掲載料は、還付するものとする。
- 2 広告主の責に帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告の掲載料は、還付しないものとする。

#### 第1 4 損害賠償

広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載による損害が生じたときは、広告掲載責任者は、広告主に対し、生じた損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

#### 第1 5 業務の委託

- 1 広告掲載責任者は、広告の掲載等に係る業務の一部又は全部を広告代理店その他広告掲載責任者が適当と認める者(以下「広告代理店等」という。)に委託することができる。
- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告の掲載等の取扱いに関する事項については、広告掲載責任者が市長(他の執行機関にあっては、当該執行機関の長)と協議して定めるものとする。

#### 第1 6 物品の受入れ

- 1 広告掲載責任者は、広告媒体における広告の掲載等について、広告掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れる方法(以下「物品の受入れ」という。)によることができるものとする。この場合において、第

9（広告掲載料）、第10（広告掲載料の納期限）及び第13（広告掲載料の還付及び不還付）の規定は、適用しない。

2 物品の受入れによる広告掲載の募集等を行うときは、通常 of 広告掲載の募集等の例による。この場合において、第5（広告掲載の募集）の2の(1)中「広告掲載料」とあるのは、「広告物の納入方法」と読み替えるものとする。

#### 第17 雑則

このガイドラインに定めるもののほか、広告の掲載等に関し必要な事項は、広告掲載責任者が定める。